



# 愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成16年11月5日金曜日 第1607号

## ◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則.....1125

## 告 示

新たに生じた土地の確認（中島町）.....1125

字の区域の変更（ # ）.....1125

指定居宅支援事業を行う事業所の所在地の変更.....1125

新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....1126

町営土地改良事業の施行の同意（2件）.....1126

町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（3件）.....1126

保安林の指定の解除.....1126

道路の区域変更（一般国道494号）.....1127

## 公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告（3件）.....1127

## 規 則

### ○愛媛県規則第58号

愛媛県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年11月5日

愛媛県知事 加戸守行

#### 愛媛県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

愛媛県農業改良資金貸付規則（昭和60年愛媛県規則第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第11号を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当する資金

- ア 農業経営の改善によって必要となる資材費（種苗費、肥料代、農薬費及び燃料費等をいう。）、雇用労賃並びに機械及び施設の修理費（農業改良措置の導入に係る初度的な経費に限る。）に充てるのに必要な資金
- イ 農作業を受託する場合に必要な資金（担い手育成農作業受委託促進事業実施要領（平成16年4月1日付け15経営第6700号農林水産事務次官依命通知）に基づき基幹的農作業を受託する旨の契約を結び、その受託期間の受託料相当額を貸し付けるものに限る。）

### ○愛媛県告示第2238号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成16年11月5日

愛媛県知事 加戸守行

第3条ただし書中「第4号」を「第5号」に改め、「前条第1号から第7号まで」の下に「及び第11号イ」を加え、同条第1号中「第13条第1項」を「第12条の2第1項」に改め、同条第4号中「前号」を「前3号」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### ○愛媛県告示第2236号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、中島町長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は中島町の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成16年11月5日

愛媛県知事 加戸守行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
中島町大字宇和間甲1327から甲1329まで、甲1330の1、甲1330の3、甲1363の5、甲1365の3、甲1366の1+乙255、甲1370の1、甲1371の1及び甲1371の2の地先	371.52

### ○愛媛県告示第2237号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、中島町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成16年11月5日

愛媛県知事 加戸守行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区	域 面積 (平方メートル)
大字宇和間	中島町大字宇和間甲1327から甲1329まで、甲1330の1、甲1330の3、甲1363の5、甲1365の3、甲1366の1+乙255、甲1370の1、甲1371の1及び甲1371の2の地先公有水面埋立地	371.52

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所			届出年月日
	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	変更前	
38000200176143	社会福祉法人宇和島福祉協会	宇和島市三浦東41-22番地4	緒賀正輝	知的障害者地域生活援助	グループホーム 蛸	北宇和郡松野町吉野288番地	北宇和郡松野町豊岡3407番地	平成16年10月12日

○愛媛県告示第2239号

西条市禎瑞土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・上組地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年11月5日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・上組地区）計画書の写し
- (2) 西条市禎瑞土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成16年11月8日から12月6日まで

3 縦覧場所

西条市役所

○愛媛県告示第2240号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、上島町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・土生地区）の施行に平成16年10月25日同意した。

平成16年11月5日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第2241号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、小田町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・蔵ヶ谷地区）の施行に平成16年10月25日同意した。

平成16年11月5日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第2242号

大西町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・御城池下地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年11月5日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・御城池下地区）計画書の写し
- (2) 大西町営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成16年11月8日から12月6日まで

3 縦覧場所

大西町役場

○愛媛県告示第2243号

五十崎町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・門松地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年11月5日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・門松地区）計画書の写し
- (2) 五十崎町営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成16年11月8日から12月6日まで

3 縦覧場所

五十崎町役場

○愛媛県告示第2244号

五十崎町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・上池地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年11月5日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・上池地区）計画書の写し
- (2) 五十崎町営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成16年11月8日から12月6日まで

3 縦覧場所

五十崎町役場

○愛媛県告示第2245号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成16年11月5日

愛媛県知事 加戸守行

1 解除に係る保安林の所在場所

喜多郡長浜町大字櫛生甲23の7から甲23の9まで  
2 保安林として指定された目的  
魚つき

3 解除の理由  
道路用地とするため

### ○愛媛県告示第2246号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年11月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一般国道	494号	上浮穴郡久万高原町東川2586番2から 同町東川2847番2まで	旧	メートル 14.5～40.5 5.0～42.0	キロメートル 0.496 0.547	
			新	14.5～40.5	0.496	

## 公 告

### ○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年11月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成16年10月22日	NPO法人 新居浜いきいき工房	片 山 政 明	愛媛県新居浜市八雲町7番1号	この法人は、高度な技術と豊富な経験を有する会員相互の協力により、福祉用具の開発・修理、不用品等のリユースなど、福祉・環境等に関する調査・研究・開発及び技術指導を行うとともに、不特定多数の市民・団体等を対象に助言又は支援・協力をを行い、人材の育成を推進し、もって福祉の増進、環境保全、社会教育推進等の公益の増進に寄与することを目的とする。

### ○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年11月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成16年10月26日	特定非営利活動法人 GOODWILL	白 石 徹	愛媛県新居浜市泉池町9番31号	この法人は、ボランティア活動を行う団体に対して、運営又は活動に関する連絡、助言又は援助に関する事業を行い、豊かで多様な市民社会の実現に寄与することを目的とする。

### ○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年11月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成16年10月22日	特定非営利活動法人 子育てネットワークえひめ	山 本 由美子	愛媛県松山市西長戸317番地1	この法人は、不特定多数の個人、団体を対象に、少子高齢化、核家族化社会を背景とした子育てに関する様々な課題の解決に向

				けて、現状の調査研究を行い、地域の人々の活力や能力を生かした多様な子育て支援活動を展開し、広く普及を図るとともに、保健、福祉、社会教育、人権、環境、まちづくり、男女共同参画、市民活動促進など、様々な分野で活動している団体との子育てに関するネットワーク化を図ることによって、子どもの健全な育成、及び共に支え合う豊かな子育て環境と、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。
--	--	--	--	--